

教学マネジメント指針（追補）について

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営（＝教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営）の在り方を示すもの。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体」レベル

三つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」（DP）、「教育課程編成・実施の方針」（CP）、「入学者受入れの方針」（AP））

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

「学位プログラム」レベル

「授業科目」レベル

IV

教学マネジメントを支える基盤
(FD・SD、教学IR)

I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる

追補 「入学者受け入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施

- ✓ 入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等や、評価・判定の方法・基準について、「入学者受入れの方針」に具体的に示す
- ✓ 入学者選抜が求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、点検・評価を実施し、その結果を踏まえてAP等の見直しを実施

III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多角的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保
- ✓ DPIに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

各取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方や尺度（アセスメントプラン）に則り、大学教育の成果を点検・評価

V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要

積極的な説明責任

社会からの信頼と支援

追補「入学者受入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施①

- 大学入学者選抜は、大学教育の機会を提供し、入学志願者の能力の伸長を期するための教育的取組であり、当該大学で学び、卒業するために必要な資質・能力等を備えた人材を適切に見いだすことが重要。
- 大学入学者選抜は、各大学の自主性に基づき行われるべきものであるが、高等学校以下に与える影響も大きいことから、文部科学省から通知される大学入学者選抜実施要項を遵守することが求められる。さらに、教学マネジメント指針の確立の観点から、以下のような事項への理解が求められる。

●入学者受入れの方針について

(総論)

- ✓「入学者の受入れの方針」に示す資質・能力等は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の幅広さと水準を十分踏まえつつ設定される必要がある
- ✓また、在学中の教育課程、特に初年次に開設された授業科目を履修するために必要な資質・能力等を備えているかということも踏まえる必要がある
- ✓こうした点を踏まえ、「入学者受入れの方針」には、①入学前にどのような資質・能力等を身につけていることを求めるのか、②それをどのような基準・方法によって評価・判定するのかについて具体的に示すことが求められる

(大学入学者選抜における方法の多様化、評価尺度の多元化等)

- ✓大学入学者選抜における方法の多様化等が不十分な場合は、改善を図ることが必要
- ✓多様な背景を持つ入学志願者一人一人の資質・能力を多面的・総合的に評価することは、求める学生を適切に見いだすといった観点のみならず、様々な学生を入学させて、学生同士の主体的な学び合いや切磋琢磨を促し、大学教育を活性化させるといった観点からも重要
- ✓各大学は実質的公平性を確保する観点からも、多様な背景を持った者を対象に努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視し、評価・判定する取組を進めることが期待

(学力検査で課す教科・科目について)

- ✓学力検査で課す教科・科目は、各大学の教育(特に初年次の授業科目の履修)に必要なものを課しておくことが第一の選択肢(※)
- ※大学で学びたい意欲を有する者を積極的に受入れる学位プログラム等では、学力検査をあえて課さないこともありえるが、各大学の学修目標を達成できるよう、リメディアル教育の充実など適切な措置を講じることが必要
- ✓「入学者受入れの方針」に定める全資質・能力等を、全入学志願者に問うことが現実的ではない場合であっても、中核的なものは全入学志願者に評価・判定することを原則とすることが必要
- ✓一方、それ以外は選抜区分ごとに異なる比重で評価・判定すること等により、学位プログラムに属する学生全体では、「入学者受入れの方針」に定める資質・能力等を備えている学生が含まれているようにすることが求められる

●入学者受入れの方針を踏まえた大学入学者選抜について

- ✓各大学は、入学者の選抜を公正かつ妥当な方法により行わなければならない
- ✓個別の学力検査を課す場合は、入学志願者の資質・能力等を適正に判定できるような良質な問題を出題することが基本
- ※過去の試験問題等の利用や他の学位プログラム等と問題の共通化を積極的に図ることや、機密性、中立性、公平性・公正性に十分対応しつつ、他大学教員等に試験問題の点検協力、外部業者に出願受付や願書のデータ化等の委託なども考えられる
- ✓評価・判定の観点・手法の共通化や特定の者の優遇・差別的取扱い防止のため、小論文、面接等を実施する場合、実施・評価方法のマニュアルやルーブリック等の整備が必要

追補「入学者受入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施②

●高等学校における教育との適切な接続

- ✓大学入学者選抜が、**高等学校教育と大学教育を接続する教育の一環としての性格を強く有すること**に鑑み、各大学において高等学校における**教育等の実情を理解するよう努める**ことが必要
- ✓この観点から、各大学が実施する学力検査は、高等学校学習指導要領に準拠することや、当該学力検査において課す教科・科目の変更等は**遅くとも2年程度前には予告・公表する(※)**ことなどが必要
- ※高校生の選択科目の決定の時期などを踏まえると、自らの大学を選択してもらう観点からも、**可能な限り早期の予告**が望ましいものと考えられる
- ✓また、総合型選抜、学校推薦型選抜において、**必要に応じて入学前の学習準備等の助言**を行うことや**具体的な課題を課す**など、合格者に対する**丁寧なケア**を行うことが求められる

●学生の入学後の状況等を踏まえた適切な点検・評価の実施

- ✓各大学は、大学入学者選抜が、求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、**点検・評価**を行い、**その結果を踏まえて同方針等の見直しを行う**ことが必要。個別具体的な事情に応じて、3つの方針を一体的に見直すことも想定される
- ✓各大学が**社会に対して積極的に説明責任**を果たし、**大学入学者選抜の質の向上**を図るため、大学入学者選抜に関する**情報の公表(※)**を積極的に進めることを強く期待
- ※合否判定方法や基準、試験問題やその解答、解答例・出願の意図、受験者数・合格者数・入学者数等

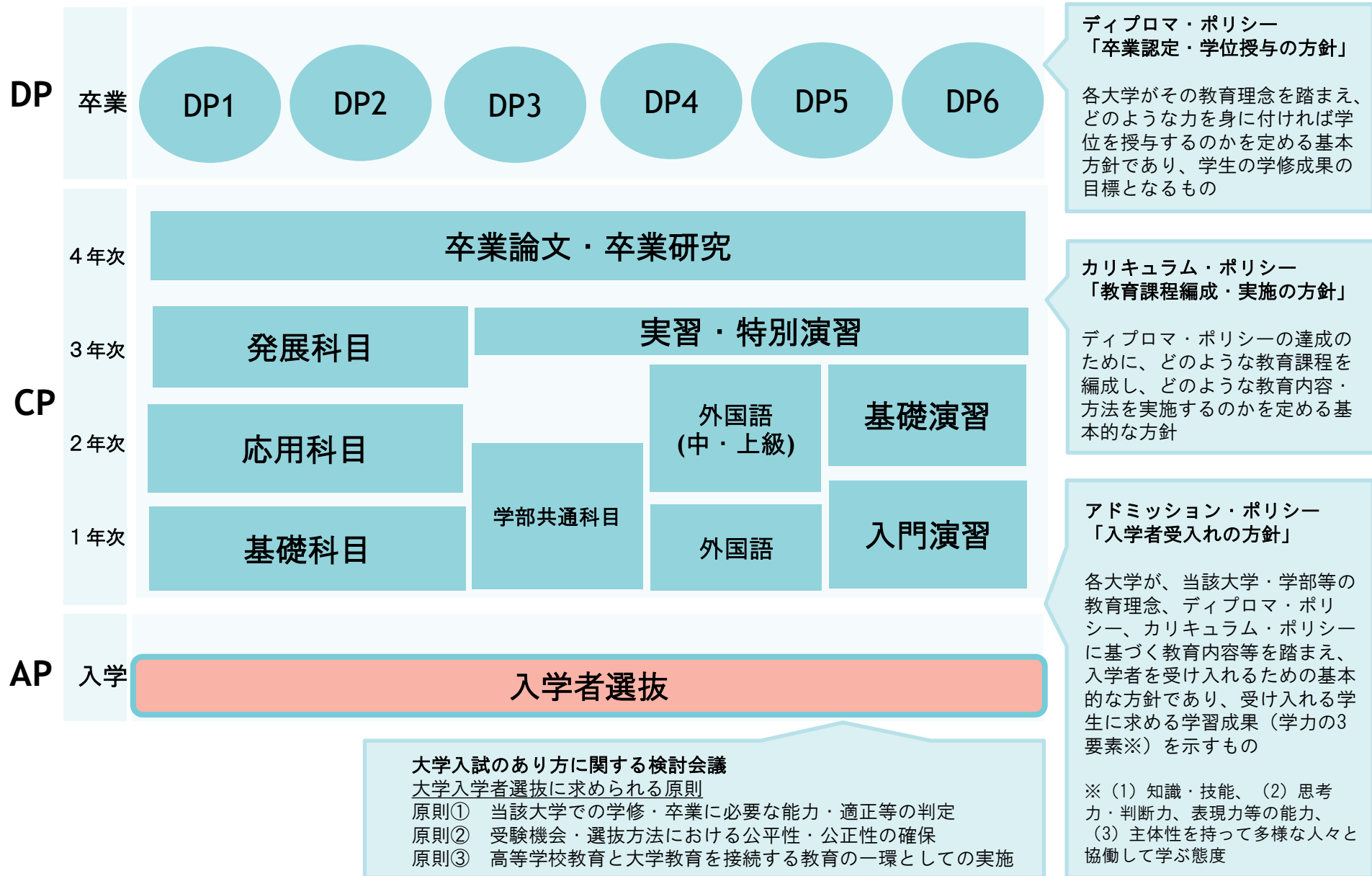
●体制について

- ✓学長のリーダーシップの下、大学入学者選抜に関する業務全般に係るガバナンス体制を構築するなど、大学入学者選抜に関する業務を遂行する適切な体制の確立(※)が求められる
- ※大学入学者選抜に関する業務の割り振りは、教員の業務状況を踏まえるとともに、業務合理化の観点から、**教員は選抜の本質的な部分に中心的に関与**することとし、**その他の部分は事務職員等の積極的な活用を図る**ことも考えられる
- ✓なお、「入学者受入れの方針」については、その他2つの方針と一体的に策定されることが求められるものであることを踏まえ、同方針については、**大学入学者選抜に関連する業務について権限と責任を有する組織等の十分な参画の下で検討が行われることが必要**である
- ✓各大学において、大学入学者選抜を支える専門人材の職務の確立・育成・配置等に取り組むことが期待される
- ✓このような専門的な人材を効果的に育成できるよう、先進的な取組を行う大学との連携、各大学や独立行政法人大学入試センター等の実施する研修への参加等が可能となるような環境づくりに努めることが期待される

●総合的な英語力の育成・評価

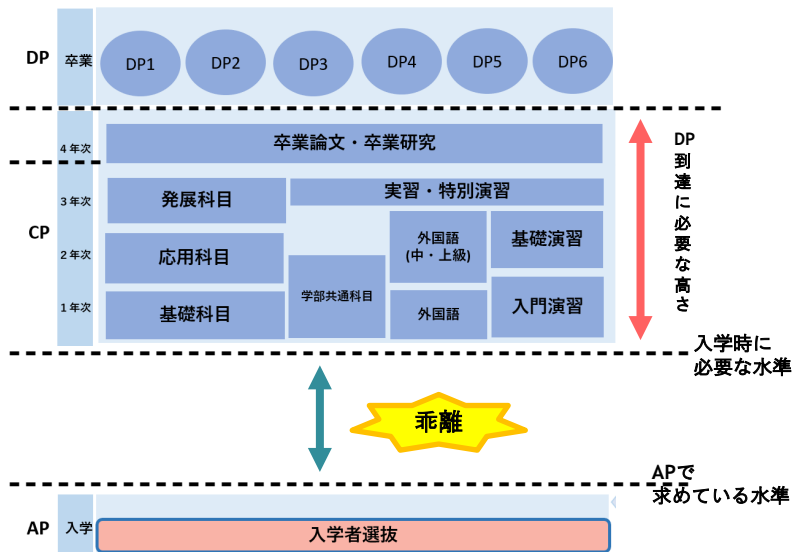
- ✓総合的な英語力の向上を必要と判断する大学においては、「卒業認定・学位授与の方針」に関連する学修目標を位置づけることが考えられるが、この場合**「入学者受入れの方針」にも当該学修目標に対応した資質・能力等を盛り込む**ことが想定される
- ✓その際、信頼性の高い資格・検定試験の活用も選択肢となる
- ✓ただし、地理的・経済的事情から当該試験を受検することの負担が大きい入学志願者等のために、**資格・検定試験を利用しない選抜区分を設けるなど適切な配慮が必要**

教学マネジメント指針(追補)イメージ図①

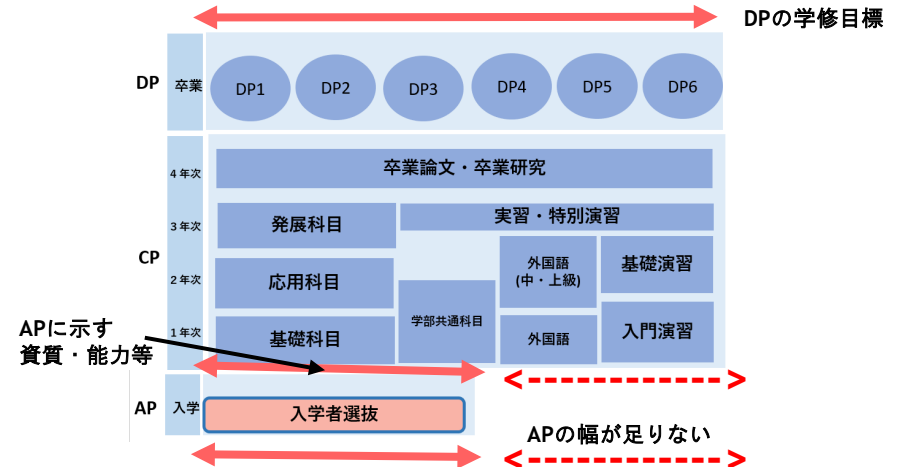


教学マネジメント指針(追補)イメージ図②

- ① 4年間でDPまで到達させる上で、
入学時に必要な水準を問うてないケース



- ② DPの学修目標の幅に対して、
APに示す資質・能力等の幅が不足しているケース



- ③ DPの学修目標の幅に対して、
APに示す資質・能力等の幅は足りているが、
対応した選抜方法がとられていないケース

